みんなでつくる民児協活動 ワークブック

楽しみ学べる「単位民児協版」 活動強化方策作成のポイント



はじめに

民生委員児童委員協議会(以下、民児協)は、地域ごとに民生 委員・児童委員(以下、民生委員)が集まって結成されている組 織であり、民生委員の活動を支える役割をもっています。

単位民児協はすべての民生委員が対等な立場で活動に参加する 水平型の組織であり、所属する全員が共通の認識をもち、ともに 活動しようという意識をもつことが重要です。

本ワークブックは、単位民児協版活動強化方策の作成をとおして、日ごろの活動を振り返り、今後の民児協活動の方向性や取り組みについて考えることを目的としています。平成30年に発行した『民生委員制度創設100周年活動強化方策推進の手引き~「地域版活動強化方策」の作成に向けて』の内容をもとに、単位民児協のメンバーみんなで楽しみ学びながら簡易に取り組めるように再構成したワークブックです。

最終的には単位民児協版活動強化方策ができあがる組み立てとしていますが、最も大切なことは、その作成の過程で一人ひとりの思いや考えを共有し、今後の方向性を話しあうことです。

定例会のなかでぜひ取り組んでみてください。



委員全員で民児協活動を考える



みなさんは民生委員として個人の思いで活動をすすめていたり、依頼された活動をただこなす ことで精一杯になっていないでしょうか。あらためて一人ひとりの活動を振り返り、考えてみま しょう。民児協組織として活動の方向性や方針を確認・共有できるとともに、一人ひとりが活動 しやすい環境をつくることにもつながります。

単位民児協は、小・中学校区あるいは町村単位の地域ごとに民生委員が集まり結成されている組織です。すべての民生委員は、いずれかの民児協に属して活動しています。

単位民児協は、各委員が日々の活動を支え合うことで、対象世帯への関わりや解決困難な問題をひとりで背負わず、協働した取り組みをすすめるための大切な場です。民児協として取り組むことで、さまざまな地域の関係機関・団体と協働したり、行政に意見具申を行うなど幅広い活動につなげることができます。単位民児協活動は、委員同士の支え合いや学び合いの活動であるとともに、地域福祉の推進のためにも重要な活動です。

2 民児協活動をすすめる「方針」 づくり

民児協活動にあたっては、単位民児協の<u>所属委員全員の理解と合意に基づく</u>「方針」が必要です。方針は、委員一人ひとりが「どのようにめざし取り組むのか」という活動の基本となる考え方を示すものです。

活動方針には、1年間の目標を定める短期の方針や、3年間という民生委員の任期の実践目標を定める中長期的な方針があります。中長期的な方針は、民児協活動を次の任期に引き継ぐ資料として、また関係機関・団体と連携した継続的な活動を実践するためにも役立ちます。

本ワークブックでは、地域の実情や日ごろの活動を振り返りながら、中長期的な方針として の「活動強化方策」について考えます。

3 活動を振り返り、方針の作成につなげる

全民児連では、平成29(2017)年の民生委員制度創設 100 周年を機に、以降の 10 年間を対象とした長期的な方針『民生委員制度創設 100 周年活動強化方策』を作成しました。ここでは、単位民児協ごとに「わがまちならでは」の活動強化方策の作成を提唱しています。全民児連の民生委員制度創設 100 周年活動強化方策について、地元の地域課題や優先順位に照らし合わせて、「単位民児協版」として方針をつくり直す作業です。

この作業は、単位民児協の活動強化方策作成だけが目的ではありません。<u>一人ひとりの民生</u> 委員が自身の活動や地域への思いを振り返り、自ら担当する地域の実情を把握し、課題を整理 すること、そして民児協に所属する委員が**みんなで今後の単位民児協活動の課題や方向性などを話し合うこと**が、何よりも大切です。

4 ワークのすすめ方

地域の実情や自らの活動を振り返りながら活動強化方策を作成するためのワークシートを、 次ページから掲載しています。

このワークは民児協内の委員同士のつながりを深めるとともに活動の活性化を目的としており、とくに意識していただきたいことは次の3点です。

● お互いを尊重しつつ、みんなが楽しめる雰囲気をつくる

活動強化方策作成においてもっとも重要なのは、民児協に所属する委員みんなが参加することです。

本ワークブックは、個人ワークで一人ひとりがありのままの思いや考えを書き、グループワークでそれを民児協で共有しながらすすめます。一人ひとりの意見を評価するものではなく、楽しみ学びながら作業をすすめてください。
<u>委員活動の経験年数に関係なく、自由に、お互いを尊重しつつ意見を言える雰囲気をつくりましょう。</u>

●地域の実情に合わせて考える

地域の姿や地域の強み、直面する課題、民児協が協働する関係機関・団体は地域によって異なります。効果的に活動をすすめるためにも、<u>委員一人ひとりが地域の実情を確認し、それを</u> ふまえた「わがまちならでは」の活動強化方策を作成しましょう。

●無理のない活動を念頭におく

活動強化方策は委員の思いや理想的な活動を実現させるための方針ですが、民児協の現状などもふまえ、無理なく活動できる実現可能な内容とすることが大切です。

活動強化方策の作成により、地域の実情をふまえて課題を明らかにしながら<u>目標を共有する</u> ことができます。また、<u>優先して取り組む活動を決めることや現状に合わない活動を整理する</u> ことも可能になります。

ワークは定例会で30分程度から実施できるよう、ステップを分けています。定例会の時間内では難しければもち帰り、次回の定例会までに記入したシートをもち寄る方法もあります。

本ワークブックには、個人が記入するワークシート【①個人作業記入欄】とグループワーク時の【②グループ討議メモ】を掲載しています。単位民児協の人数によっては、とくにステップ1から2は6人程度のグループでワークを実施することも考えられます。

別途、グループワークで使えるワークシート(エクセル)も用意しています。全民児連ホームページの民生委員・児童委員/民児協関係者専用ページに掲載していますので、ダウンロードして活用してください。

全民児連ホームページURL https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/





自らが担当する地域や日々の活動を 振り返る



まずは、自らが担当する地域や日々の活動を振り返ってみましょう。

| ● 個人の考えや思いを記入してみましょう | 個人作業 |
|---|----------|
| あなたが考える「私の地域の『よい』ところ」と「民生委員・」 び」を下記に記入してみましょう。5~10分間を目安に取り組ん | |
| ② 民児協内で発表し合い、共有しましょう | グループ討議 |
| ●で記入した内容を、民児協内で発表し合い、共有しましょう。 | |
| 私の地域の「よい」ところ 担当する区域や所属する単位民児協の地域の活動や人口動態、 員・児童委員活動をすすめる際に「よい」と思うところを記入し | |
| ●個人作業記入欄 | |
| | |
| | |
| 民生委員・児童委員活動のやりがいや喜び 民生委員・児童委員活動を続けるなかでのやりがいや喜びを記る。 | 入してください。 |
| ●個人作業記入欄 | |
| ❷グループ討議メモ○ | |



地域の関係機関・団体を 整理しましょう



● 関わったことのある機関・団体を整理してみましょう

個人作業

あなたが関わったことのある地域の関係機関・団体について、「関わり」欄に○をつけて、 名称を記入してみましょう。5~10分間を目安に取り組んでみましょう。

② 民児協内で発表し合い、共有しましょう

| 0 | グル・ | 一ブ | 討議 |
|---|-----|----|---------|
| ~ | | | אנא כ א |

●で記入した内容を、グループ内で発表し合い、共有・集計しましょう。メンバーの発表や 集計をもとに、メンバーが関わっている機関や団体について感想を出しあいましょう。※共有用シートは、全民児連ホームページから別途ダウンロードできます。

● 個人作業記入欄

| 関係機関・団体 | 関わり 〇× | 名 称 |
|---------------------------------|-----------|-----|
| (1)市・区役所、町村役場の高齢者担当部 | | |
| (2) 市・区役所、町村役場の子ども・子育て 家庭担当部 | | |
| (3)市・区役所、町村役場の障害児者担部 | | |
| (4) 市・区役所、町村役場の生活保護担当部 | | |
| (5)市・区役所、町村役場の教育委員会 | | |
| (6) 生活困窮者自立支援機関 | | |
| (7) 地域包括支援センター | | |
| (8) 障害者相談支援事業所 | | |
| (9) 地域子育て支援センター | | |
| (10) 市区町村社会福祉協議会 | | |
| (11) 保健所・保健センター | | |
| (12) 児童相談所 (都道府県組織) | | |
| (3) 福祉事務所 (都道府県組織、町村の場合) | | |

ステップ 1-2

| 関係機関・団体 | 関わり 〇× | 名 称 |
|----------------------------|-----------|-----|
| (4) 精神保健福祉センター (都道府県組織) | | |
| (15) 発達障害者支援センター (都道府県組織等) | | |
| (16) ハローワーク (国組織) | | |
| (17) 介護事業所 | | |
| (18) 障害者福祉サービス事業所 | | |
| (19) 保育所・幼稚園・認定こども園 | | |
| (20) 小学校 | | |
| (21) 中学校 | | |
| (2) 地域子育てひろば | | |
| 23) 地域若者サポートステーション | | |
| (4) 医療機関 (病院・診療所など) | | |
| (25) 警察署 | | |
| (26) 消防署 | | |
| (2) 自治会・町内会 | | |
| (28) | | |
| (29) | | |
| (30) | | |
| | | |

| ❷ グループ討議メモ ○ | | |
|--------------|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



地域の課題を明らかにしてみましょう



● 個人の考えや思いを記入してみましょう

個人作業

あなたが関わったことのある課題項目に○をつけて、「今、取り組んでいること」「今後、取り組んでいくこと」を記入してみましょう。10~15分間を目安に取り組んでみましょう。

2 民児協内で発表し合い、共有しましょう

グループ討議

①で記入した内容を、民児協内で発表し合い、共有・集計しましょう。メンバーの発表や集計をもとに、課題との関わりからわかることなど話しあいましょう。

※「共有用シート」は、全民児連ホームページから別途ダウンロードできます。

| 項目 | 関わり 〇× | 今、取り組んで いること | 今後、取り組んで いくこと |
|--|-----------|-----------------|------------------|
| (1) ひとり暮らし 高齢者の生活 課題 | | | |
| (2)認知症高齢者の 課題 | | | |
| (3) 身体障がい (手帳所持者に 限らない) の 課題 | | | |
| (4)知的・精神・ 発達障がい者 (手帳所持者に 限らない)の 課題 | | | |
| (5)生活保護受給 世帯の課題 | | | |

ステップ 2

| 項目 | 関わり 〇× | 今、取り組んで いること | 今後、取り組んで いくこと |
|-----------------------------------|-----------|-----------------|------------------|
| (6)外国籍住民の 課題 | | | |
| (7) 刑務所等からの 出所者、逮捕歴 のある人の課題 | | | |
| (8)児童虐待 | | | |
| (9) 不登校 | | | |
| (10) ひとり親世帯の 課題 | | | |
| (11) 非行 | | | |
| (12)災害被災者の 課題 | | | |
| (13) ゴミ屋敷 | | | |

| 項目 | 関わり 〇× | 今、取り組んで いること | 今後、取り組んで いくこと |
|---|-----------|-----------------|------------------|
| (4) 高齢の親と子ども の社会的孤立 (いわゆる8050 問題) | | | |
| (15) 近隣住民との トラブル | | | |
| (16) 居住確保問題 (立ち退き等) | | | |
| (17) ひきこもり | | | |
| (18) ヤングケアラー (大人が担うべき 家事や家族のケ アを行う子ども など) | | | |
| (19) ダブルケア (育児と介護が 同時進行) | | | |
| (20) その他 | | | |

※課題の項目は、民生委員制度創設100周年モニター調査「社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」(全民児連、2018)を参考としています。

| 1 | 課題との関わりからわかる | ること 🙋 グループ | 討議メモ | 0 |
|---|---------------------|------------|------|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |



ここまでの話し合いをふまえ、単位民児協版 活動強化方策をつくってみましょう

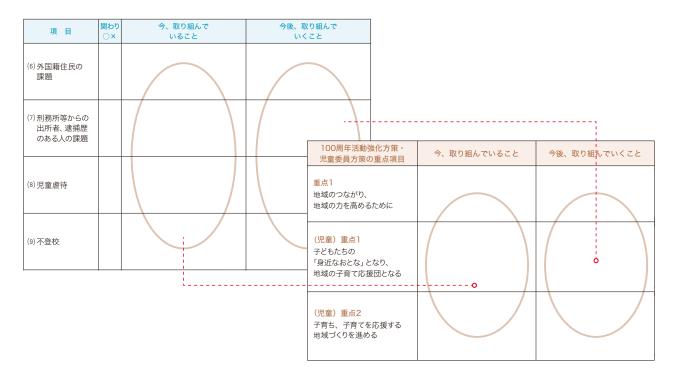


ここまで担当する地域や日ごろの活動について振り返り、みんなで話し合ってきました。一人 ひとりの思いや考えを共有し、課題や今後の取り組みをともに考えられたでしょうか。 これまでの話し合いをふまえ、単位民児協版活動強化方策をつくってみましょう。

● ステップ2「地域の課題」の内容から、重点に沿って「今、取り組んでいること」と「今後、取り組んでいくこと」を書いてみましょう



ステップ2「地域の課題」に書かれた情報のうち、「今、取り組んでいること」「今後、取り組んでいくこと」を、13ページからの個人作業用シートの重点 $1\sim3$ の該当する重点にわけて転記します。すべての重点や項目を埋める必要はありません。各重点の内容は、 $11\sim12$ ページを参考としてください。



活動強化方策をまとめてみましょう

グループ討議

●で記入した内容を民児協内で発表し合い、「共有用シート」を使って共有しましょう。次に、とくに重点的に取り組む内容について話し合ってみましょう。

話し合った内容をふまえて、「活動強化方策作成用シート」にまとめてみましょう。すべて の重点や項目を埋める必要はありません。

※「共有用シート」「活動強化方策作成用シート」は、全民児連ホームページから別途ダウンロードできます。

民生委員制度創設100周年活動強化方策

☆ 重点 1 地域のつながり、地域の力を高めるために

今日、地域においては、さまざまな課題を抱えながら、孤立し、また十分な支援を受けることができないなかで生活している人や家庭が数多く存在しています。

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支え合える地域を創っていくことが大切です。

民生委員・児童委員および民児協は、地域の幅広い関係者と連携し、これまで以上に積極的に 人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進めていくことが期待されます。そのために、以下のような取り組みを進めましょう。

- ① 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化
- ②「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化
- ③ 住民同士が支え合える仕組みづくりの協力
- ④ 子育てを応援する地域づくりの推進

☆ 重点 2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

地域には、さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」「声を出さない人」も少なくありません。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるためには、民生委員・児童委員のみならず、近隣住民を含め、地域の幅広い人びとが連携・協力して「気になる人」を早期に把握することがなにより大切です。

また、高齢者の日常生活支援などにみられるように、既存の制度のなかでは十分な対応が難しいケースも少なくありません。今、地域においてどのような支援・サービスが必要なのか、住民の生活状況、生活課題を把握する民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行っていきましょう。

- ①積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進
- ②出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる
- ③住民の代弁者としての意見具申、提言活動の強化
- ④ 社会福祉協議会との一層の連携・強化
- ⑤ 社会福祉法人・福祉施設との積極的な連携
- ⑥共同募金への協力と民児協活動での活用

☆ 重点 3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

制度創設100周年を迎えた現在、民生委員・児童委員制度、またその活動はさまざまな課題に 直面しています。短期間での退任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低下等は、今後、民生 委員・児童委員制度を維持していくうえでの大きな課題といえます。

こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくためにも、民児協の機能強化により一人ひとりの委員を支える体制を強化するとともに、地域の人びとの理解を深めることで、なり手確保の「すそ野」を広げていきましょう。

- ①単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援
- ②都道府県・指定都市民児協による委員支援
- ③民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化
- ④地域住民への積極的PR活動

児童委員制度創設70周年 全国児童委員活動強化推進方策2017

☆ 重点 │ 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の子育て応援団となる

- ・すべての親子が地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる 相手がいるという安心感をもてるようにしていく。
- ・児童委員、主任児童委員として日頃から学校行事などへの参加や登下校時の見守りなどを通じて、地域の子どもたちの「身近なおとな」となれるような関係づくりを進めることが期待される。また子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となることも期待されている。

☆ 重点 2 子育ち、子育てを応援する地域づくりを進める

- ・子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。
- ・率先して「子育て応援団」となると同時に、地域住民への働きかけを行なうことで地域に「子育て応援団」を増やし、子育ち、子育てを応援する地域づくりを進める。

☆ 重点 3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

- ・課題を抱えながら周囲に助けを求められない親子を早期に把握し、支援につなぐことで課題の 深刻化防止につなげる。
- ・日頃から、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくり に取り組む。

☆ 重点 4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

- ・児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくために、その基盤となる環境整備に 取り組む。
- ・内的環境の整備としての民児協の機能強化、外的環境の整備としての地域住民や関係機関等へ の児童委員、主任児童委員の存在・役割の認知と正しい理解の促進を図る。

●個人作業記入欄 🙋

| 100周年活動強化方策・ 児童委員方策の重点項目 | 今、取り組んでいること | 今後、取り組んでいくこと |
|---|-------------|--------------|
| 重点1 地域のつながり、 地域の力を高めるために | | |
| (児童) 重点 1 子どもたちの 「身近なおとな」となり、 地域の子育て応援団となる | | |
| (児童) 重点2 子育ち、子育てを応援する 地域づくりを進める | | |

| 100周年活動強化方策・ 児童委員方策の重点項目 | 今、取り組んでいること | 今後、取り組んでいくこと |
|---|-------------|--------------|
| 重点2 さまざまな課題を抱えた 人びとを支えるために | | |
| (児童) 重点3 課題を抱える親子を 早期に発見し、つなぎ、支える | | |

| 100周年活動強化方策・ 児童委員方策の重点項目 | 今、取り組んでいること | 今後、取り組んでいくこと |
|--------------------------------------|-------------|--------------|
| 重点3 民生委員・児童委員制度を守り、 発展させていくために | | |
| (児童) 重点4 児童委員制度やその活動への 理解を促進する | | |

活動強化方策を作成したら……



1 活動強化方策を活用してみましょう

活動強化方策は、単位民児協の活動方針となるだけでなく、さまざまな場面で活用できます。 たとえば、新任委員への単位民児協の活動の引き継ぎや地域住民や関係機関・団体に民児協の活動を伝えるときの資料として活用できます。民児協の活動を正しく理解してもらうことは、民生委員のなりて確保や活動しやすい環境づくり、地域福祉活動の推進につながります。

また、活動強化方策をもとに自治体へ意見具申を行うことも考えられます。民生委員法に定められるとおり、民児協は民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができます。活動強化方策を作成するなかであげられた課題や今後取り組んでいくことのなかには自治体の取り組みが必要なものもあるのではないでしょうか。安全に安心して暮らせる地域づくりのために、地域住民の代弁者として、積極的に民児協としての意見を発信することも検討してください。

2 活動強化方策を見直してみましょう

単位民児協版活動強化方策にもとづく日々の活動は、事業計画や活動方針により具体的に取り組まれます。

しかし、その実践がすべて順調に取り組まれるとは限りません。活動しているうちに当初の目標からそれてしまう、あるいは遅々としてすすまないこともあります。予定どおりに進んでいるかのように思えても、住民や地域から見ると当初と違った活動を創り出しているかもしれません。

委員個人としてあるいは民児協として、必要に応じて、適切な時期に活動を振り返ることは、 その後の活動を継続するうえでの軌道修正、または発展にあたって、とても大切なことです。

「活動強化方策」に基づく活動を行うなかで、その活動を評価し、振り返ることが大切です。 民児協としての取り組みが地域の課題に対し、どのような効果があったのか、どこができてどこ が難しかったのか等を確認し、次の活動に活かすということです。

例えば、「地域の状況が変化して方策が合わなくなった」「現在の活動のままでは継続的に取り組むことが難しい」「より発展的な活動をめざしたい」など、見直しのタイミングはさまざまに考えられます。

活動強化方策を定期的に振り返り、必要に応じて見直しにも積極的に取り組みましょう。



参考資料

民生委員法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC000000198



児童福祉法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC000000164



民生委員制度創設100周年活動強化方策

https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2020/03/deb96a9a410507a160ae85c0b3651164.pdf



全国児童委員活動強化推進方策

https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2020/03/8944118606b6974a9ba87b70f9801219.pdf



民生委員制度創設100周年活動強化方策 推進の手引き

https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/mjassist/100_katsudohosaku_suishin.pdf



全国民生委員児童委員連合会ホームページ

https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/





| 氏名 | | | |
|----|--|--|--|
| | | | |
| | | | |